

税制改正大綱の第一 令和 2 年度税制改正の基本的考え方の中の、4 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の見直し、(4)「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止」と題する部分があります。

(1) 令和 2 年度税制改正大綱では以下のように記載されています。(アンダーラインは山本が付した箇所です。)

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

【参考】平成 31 年度税制改正では、以下のように記載されていました。

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、遺産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税もしくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、わが国においては、平成 15 年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

(2) 政府税制調査会の説明資料(令和元年 9 月 26 日：経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(案))

#### ● 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

・贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成 15 年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは 15 年間、ドイツでは 10 年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。以下、略

#### (3) 近い将来改正されると予想される内容

贈与税は相続税の補完税としての役割を担っていますが、暦年贈与においては毎年 39 万件ほどの贈与税の申告があり、贈与財産に対する贈与税の負担割合は約 14.3% (直近 5 年間の平均値) となっています。また、相続財産への加算(生前贈与加算の規定)は、相続開始前 3 年以内の贈与に限定され、贈与税が相続税の補完税として十分に機能していないとも考えられます。一方、相続時精算課税の適用者は年々減少し、平成 29 年では 4.4 万件程の申告件数で推移し、この制度を活用し親の世代から子へ財産の移転が進んでいない現実が見られます。さらに、平成 28 年からは順次マイナンバーを税務関係書類に記載することとされており、電子申告制度も定着してきています。

相続税・贈与税の沿革にもあるように、資産移転の時期の選択に中立的な制度として、贈与財産を「一生を通ずる累積課税方式」とする環境が整いつつあることから、今後、贈与税は相続時精算課税制度へ一本化するか、生前贈与加算の対象者を、相続又は遺贈によって財産を取得したか否かに関わらず直系卑属に対する贈与を生前贈与加算の対象とし、生前贈与加算の対象期間を大幅に延ばす(現行 3 年以内の贈与とされているのを 10 年以内の贈与とする)などの見直しが必要と予想されます。

(文責：山本和義)